

裁判の専門化と裁判官

渡 辺 千 原*

目 次

はじめに

裁判官論の論点と裁判官像

民事裁判の専門化：専門部・集中部から，知財高裁まで

合衆国における議論：ジェネラリストとしての裁判官とその変容

結びに代えて：専門化と裁判官

は じ め に

複雑化，専門分化が進行する現代において，裁判も当然ながら，複雑化，専門化を免れることは出来ず，近時の司法制度改革においても，専門訴訟への対応が喫緊の課題とされた。そうした課題に対して，様々な対応がなされているが，そのうちの 하나가，裁判所の審理体制の専門化であり，その最も徹底した形が知財高裁の設立といえるだろう。つまり，専属管轄化や専門部や集中部による対応である。これは，裁判や裁判官の専門化＝スペシャリスト化を伴うと考えられる。

他方で，基本的に裁判官は法の専門家ではあるものの，ジェネラリストといわれてきた。また，日本の司法制度は，従来，等質性・画一性を重視しているといわれ，裁判官についても，基本的には等質性が求められてきた。その任用制度も，キャリア・システムを維持し，全国を配転する形をとっている。こうしたシステムが，司法を官僚化させ，常識の欠ける裁判官を生むという批判から司法改革において法曹一元制の導入が求められた

* わたなべ・ちはら 立命館大学法学部教授

が、結局は見送られた。裁判官改革論議は、最終的に、「多様で豊かな知識、経験等を備えた判事」という理想の裁判官像とそれに向けた人事・教育システムの改善に収斂した。この裁判官像でいわれる「多様で豊かな知識・経験」とは、様々な専門性を備えた人材が裁判官として登用されることで全体として多様な知識・経験を有するというのではなく、裁判官「一人ひとりがそれぞれ多様で豊かな知識・経験を備える」ことを期待されており、スペシャリストではなく、ジェネラリストとしての裁判官像が強調されたと理解できる¹⁾。

つまり、今期の司法改革を経て、裁判官一般に対しては、ジェネラリストである裁判官像が維持・強調されているようであるのに対し、専門訴訟の対応への要請から、裁判の専門化が進められ、それに伴い部分的にはあるが、裁判官のスペシャリスト化も進められているのである。しかし、このような裁判の専門化は、裁判官の専門化をもたらし、ジェネラリストとしての裁判官像にも何らかの影響をもたらすのではないだろうか。そして、これはひいては、裁判というものの意味についても、問い直すことにも繋がりをうめるのではないだろうか。

本稿は、こうした基本的関心から、まずは、これまでの日本の裁判官論から、裁判官に求められてきた役割を整理する。次に、裁判や裁判官の専門化が、どれほど進んでいかについて概観した上で、専門化が裁判や裁判官像にもたらしうる影響について、合衆国での先行研究を参照しながら検討し、日本で今後、実証的に研究を進めていく足がかりとしたい。

裁判官論の論点と裁判官像

裁判官のスペシャリスト化は、ジェネラリスト裁判官の理念を損なうのではないか。これは、²⁾でみる、合衆国での裁判の専門化をめぐるしばしば論じられる点である。日本でも裁判官はジェネラリストといわれることはあるが、合衆国におけるほどの「ジェネラリスト信奉」は、そもそも

ないのかもしれない。また、一口にジェネラリストといっても、その含意について確認する必要もあろう。そこで、まずは、日本における、これまでの裁判官論から、日本での理想の裁判官像を素描しておきたい。

1. 裁判官論の論点の動向

裁判官は、裁判を行うことをその基本的な役割としている。よって、裁判官の役割の考察は、裁判をするということの理解や、それをめぐる制度運用のありように深く関わってくる。

法的三段論法を前提にすれば、小前提である事実を適正に認定し、それに大前提である法規を適用することで、判断を下す。それが、裁判官の判決行動の基本である。よって、事実の認定に問題がなく、適用すべき法の妥当性や解釈に争いが無いような、いわゆるイージーケースの場合には、裁判官は「法を語る口」として肅々と判断を下せばよいのであり、裁判官は最低限「法を知る」ことは求められるが、それで十分とも言えるはずである。また、当事者主義を前提とすれば、裁判官は、当事者の主張を理解し、最終的な判断に集中する受動的な役割で足りるだろう。

しかし、裁判官の仕事は、イージーケースの処理だけではない。戦後、違憲審査権が付与されたこともあり、立法府に対するチェック機能という制度的に組み込まれた役割期待も含め、様々な意味で判断が容易ではないハードケースの処理も求められる。こうしたハードケースでの裁判官の役割こそが、裁判官がいかにあるべきかという議論の核となるとも言える。また、日本では、裁判官は、訴訟手続において当事者主義がとられている部分もあるものの受動的ではなく、合衆国で言う「管理者的裁判官」²⁾が基本であり、民事訴訟法改正後、むしろ裁判官主導型の審理は強化されたとも言われ、そうした手続運営においても主導的な立場にある裁判官を念頭におく必要もある。

違憲審査については、なぜ国民から付託を受けたわけでない職業裁判官が司法審査を行いうるのかという原理的な問題もあるが³⁾、こうした役割

を果たすには、裁判官は、既存の法的知識に依拠した判断をするだけでは不十分であり、いかなる裁判官が、どのように判断を下すべきなのかということが問題となってくる。そして、この点は、違憲審査だけの問題ではなく、裁判官の法創造全般の問題にも関わる。民法学における法解釈論争は、裁判官が法解釈を通じて一種の法創造を行いうるかも含めて、いかに、その法創造のありようを画するのかという議論でもあり、それは間接的には、裁判官の有り様にも関わってくる。裁判官が、どのような根拠に基づいて法創造をなし得るのかという問題は、裁判官に既存の法についての知識を超えて、どういった素養や知識を求めるのかということにも行き着くからである。

ハードケースは、違憲審査や法創造についてだけではなく、事実や法が複雑であったり、様々な利害関係が絡むケース等も含み、判決だけでなく、訴訟手続の進行においての裁判官の関与の在り方も問われることになる⁴⁾。

よって、裁判官論は、そうした裁判官の果たす役割との関連で論じられることになるが、従来、裁判官については、司法権の独立、職権の独立に関わって、憲法76条3項の「裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ」にある「良心」とは何かについて議論されてきたほか、石田コート時代の樋口＝小田中論争にあるように、裁判官の理想像についての議論などが代表な議論とされ、現在も参照されることが多い。

これらの論点は、リアリズム法学が示唆してきたように、裁判官のパーソナリティや政治的信条といった要素が判決に影響しうるゆえに、裁判官の良心についても、その内実を問う意味があることが前提になっている。樋口＝小田中論争のきっかけともなった、石田和外最高裁長官の談話「裁判官が従うべき『良心』とは全人格であり、世界観と裁判の場での『良心』の使い分けは難しいだろう。私自身はそういう使い分けはしたことはないし、裁判を受ける人にとってみれば、明らかにそういう思想を持っている裁判官に、それに関連する裁判をしてもらいたくないというのが国民大多数の意見と思う」という考え方は、ある政治的信条を持った裁判官に

よる判決には、その政治的信条が影響を与える可能性があるということを示唆している⁵⁾。

もっとも、石田のこの発言は、青年法律家協会に属していた新人判事補の再任拒否問題を象徴とする「公正らしさ」論、つまり「裁判は、その内容自体において公正でなければならぬばかりでなく、国民一般から公正であると信頼される姿勢が必要である」⁶⁾との議論とも繋がる。そしてこの公正らしさ論は、裁判官の思想信条が実際に判断に影響を与えるかどうかとは関わりない点で注意を要する。「公正らしさ」論は、裁判結果そのものの是非よりも、それが清廉な裁判官による全人格的判断の結果であることにその正当性を求める議論ともいえる。

こうした、石田が求める裁判官像は、政治的なイデオロギー対立が社会をも二分していた特殊な時期における裁判官論であり、これを現代の文脈で一般化するのは適切ではないかもしれないが、その後の裁判官の自己像に大きな影響を与えてきたし、裁判官論の論点も、この時期に提起された論点に沿う形で展開してきている⁷⁾。

その是非はともかく、ここでの理想の裁判官は、一定の政治的信条や思想を持たず、そうした政治的な傾向のある活動に参加しない、政治的に中立な裁判官像ということになるが、それを超えて特段の知識・経験を求めるという方向性は持たない。むしろ、特段の知識・経験を有することは、裁判に特定の偏りをもたらしうと考えられるかも知れない。しかし、日本の司法は、政治色の強い事件については消極的な判断に終始するのに対し、公害訴訟などではむしろ積極的に政策形成に関与してきたと考えられており、裁判官が政治的信条以外の背景知識を有することについての考え方はこの裁判官論の流れから直ちに何うことは困難である。

ただ、筆者が以前に検討したように⁸⁾、裁判を通じた法創造という文脈では、裁判官は、その前提となる立法事実の認定において、特段の専門的な知見の探索や科学的証拠に基づく判断をしようとはしていない。この意味でも、裁判官の「全人格的な判断」への信頼が前提とされており、個別

の専門知識への期待は見られないように思われる。

そして、日本の裁判官は、訴訟において主導的な役割を果たしてきており、実際に裁判官は訴訟運営に関しては非常に雄弁であるにもかかわらず、この点に関しては格別の批判もなく、その点を裁判官論の中心にすえた議論も殆ど見られなかった⁹⁾。

2. 司法制度改革における裁判官役割論

では、今期の司法改革において、そうした裁判官像に対して、何らかの変化が見られたであろうか。結論的に言うと、個別の司法制度改革は、裁判官像にも変化をもたらさうものが少なくなかったが、こと裁判官を名宛人とする改革は、法曹一元制の導入論への対応が中心であり、それ以外の改革との関連からの検討までには至っていない。

司法制度改革審議会意見書における裁判官論の特徴としては、裁判官についてもプロフェッション概念が用いられたことと、「多様で豊かな知識・経験等を備えた判事」という理想の裁判官像が明示されたことである。

プロフェッションは、これまで弁護士役割論で言及されることの多かった概念だが、意見書で「プロフェッションとしての法曹」として、裁判官もふくめて言及されたことから、その後、裁判官についても「プロフェッションとしての裁判官」という役割論が示されるようになった¹⁰⁾。

プロフェッションは、弁護士役割論では、通常の専門家とは区別され、専門性のほか自律性や公共奉仕性といった特性を備えた職業をさす用語として用いられてきた。弁護士については、国家や依頼者から独立した存在であることもその重要な要素としてきており、法曹一元制ではない任用システムをとる日本の裁判官に対して「プロフェッション」概念を当てはめることはやや無理があるように思われる¹¹⁾。しかし、「高度の学識と専門技能、高い職業倫理、後継者の養成と、独自の規律維持」という特質があり、「法システム・司法制度の役割についての見識を備え、正義の実現・法の支配を確立すべく価値観・使命感を持ち、状況感覚(バランス感覚と

方向感覚」と的確な判断力により期待される法実践をしていくことが求められる¹²⁾ゆえに、裁判官もプロフェッションだというようにも説明される。ここでは、法の実現という大きな価値を志向している点に力点が置かれている。

政治的中立性を軸として展開してきた裁判官論にプロフェッション概念を持ち込むことは、弁護士における在野法曹モデルからプロフェッションモデルへの流れと、パラレルに解しうる部分があるかもしれない。また、法曹としてのプロフェッション性の強調は、法曹の一体性の強調という側面もあり、法曹一元論への対応という意味合いもあろう。

しかし、この点に関しては、たとえば合衆国では、弁護士の専門化の進展から、プロフェッショナルリズムの維持が困難になってきているとも言われる¹³⁾。逆に言うとプロフェッション概念は、一般的に言えば、スペシャリストではない、ジェネラリストとしての法曹、ひいては裁判官像と親和的と言えそうである。

次に、「多様で豊かな知識・経験等を備えた判事」が理想の裁判官像として提示された点についてである。法曹一元制推進論が、キャリアシステムがもたらす官僚的司法や裁判官の知識・経験・常識不足をやり玉に挙げてきたことから、今次の司法制度改革においては、その批判にこたえる形での裁判官改革が行われた¹⁴⁾。審議会では、法曹一元制の導入の前提として、国民が求める裁判官像とは何かという観点からの議論がなされた。その議論は、中間報告で、次のようにまとめられている。すなわち、『人間味あふれる、思いやりのある、心の温かい裁判官』、『法廷で上から人を見下ろすのではなく、訴訟の当事者の話に熱心に耳を傾け、その心情を一生懸命理解しようと努力するような裁判官』、『何が事案の真相であるかを見抜く洞察力や、事実を的確に認識し、把握し、分析する力を持った裁判官』、『人の意見をよく聴き、広い視野と人権感覚を持って当事者の言い分をよく理解し、なおかつ、予断を持たずに公正な立場で間違いのない判断をしようと努力するような裁判官』など多様な意見が出された結果、少な

くとも、裁判官は、その一人ひとりが、法律家としてふさわしい多様で豊かな知識、経験と人間性を備えていることが望ましいとの共通認識を得るに至った」としている。

ここで引用されているように、審議会では、審理において裁判官がどのような態度で当事者に接するか、という点が議論の中心となっており、判断者としての裁判官よりも手続運営者としての裁判官の態度に焦点が置かれていたのだが、整理の段階では、知識・経験・人間性といった裁判官のもてるものの問題とされた。そして、この「多様で豊かな知識、経験等を備えた判事」が、意見書にも取り込まれ、理想の裁判官像として強調された¹⁵⁾。

この「多様で豊かな知識・経験」という要請は、裁判官には社会経験が不足し、よって社会常識がないといった批判にこたえるために出されたものである。よって、「多様で豊かな知識」は、法以外の分野の専門知識も含みうるのだが、議論の経緯からも分かるように、基本的には一般的な社会常識の具備という意味合いと解される。

もっとも、本来は、法曹一元制がキャリアシステムかという論点は裁判するというのがどういうことかの理解に基づいて論じられるべきであるところ¹⁶⁾、主として、どういう裁判官が望ましいかという議論に終始したのは、ある意味で、日本的な裁判官論といえるのかも知れない。最終的には「多様で豊かな知識・経験」に落ち着いたが、理想の裁判官像が主として、審議過程では審理において求められる裁判官の態度に集中したのは、手続主催者として強力な「管理者の裁判官」を前提にしたからとも思われ、この点も日本的と言えよう。

以上のように、こと裁判官に関しては、全般的にジェネラリスト的な性質が強調されており、専門訴訟に対応しうる専門性の涵養は、弁護士には求められても、裁判官について特別求められることはなかった¹⁷⁾。法曹全般について「プロフェッション」であることが求められ、それが新たに裁判官の役割論にも用いられるようになり、ジェネラリストという言葉は用

いらなかったものの、その基本は、法全般についてのジェネラリストとしての裁判官像であると言えそうである。特に、今期の司法改革では、閉鎖的な司法の中において社会常識が欠如すること等が問題とされたことから、法の専門知識だけでなく、一般的な社会常識のあるバランスのとれた人格ということに重点が置かれ、何か特定の専門性を身につけることを積極的に推進する議論はしにくかったということもあろう¹⁸⁾。

他方で、戦後からの裁判官役割論の論点にせよ、司法制度改革での裁判官改革論議にせよ、裁判官を明確に「ジェネラリスト」と性格付け、そのことの意義を強調するような議論も見られなかった。これは、「ジェネラリスト」は通常「スペシャリスト」に対比して用いられる言葉であるため、専門裁判所構想や専門審判制の登用などが議論とならない限り、ことさらに意識されることがないのが主因と思われるが、それだけにとどまるのかは多角的に分析してみる余地もあるだろう¹⁹⁾。

民事裁判の専門化：専門部・集中部から、知財高裁まで

みてきたように、こと裁判官論では司法改革前後を通じて裁判官のジェネラリスト性を前提とする議論が中心であったのに対し、今期の司法改革での民事司法改革の一つの柱に、「専門的知見を要する事件への対応」があった。

「科学技術の革新、社会・経済関係の高度化・国際化に伴って、民事紛争のうちでも、その解決のために専門的知見を要する事件（知的財産権関係事件・医事関係事件・建築関係事件・金融関係事件など）が、増加の一途を辿っている²⁰⁾。こういった訴訟群は、「専門家の適切な協力を得られなければ、適正な判断を下すことができない」うえ、遅延を来たずとして、「様々な形態による専門家の紛争解決手続への関与を確保し、充実した審理と迅速な手続をもって、これらの事件に対処し、国民が実効的な司法救済を得られるようにすることは、現代の民事司法の重要かつ喫緊の課題で

ある」²¹⁾とされ、専門委員制度の導入、鑑定制度の改善といった専門家の協力体制の強化がはかられたほか、「法曹の専門性強化」として、弁護士の専門化に加えて、裁判所における専門部・集中部の拡充なども提言された。

これらの改善策は、大別すると二つの方向性を有している。一つは、審理において専門家の関与を確保することと、もう一方は、専門性の類型ごとに手続を専門化していく方向である。前者は、適切な専門家の適時での関与と、その評価を必要とする点では裁判官にもその専門分野について一定の理解は求めるものの、裁判官に対して特段の専門性を求めるわけではない。しかし、後者は、その分野について予め特別な専門性を求めているわけではないとはいえ、同様の類型の事件を少なくとも在任中は繰り返し処理することで一定の専門性を身につけていくことが想定されている。

前者として、専門委員の導入や、鑑定制度の改善などが行われ、後者として、専門部や集中部体制の強化、知財高裁の設立、労働審判制度の設立などが行われた。2001年には、大阪地裁・東京地裁には、医事紛争や建築紛争に関する集中部が創設された。知財に関しては、特許権・実用新案権などに関する訴訟事件については一審を大阪・東京地裁の専属管轄化し、その控訴審を東京高裁に専属管轄化した上で、2005年には知財高裁が創設された。労働事件については、労働審判が新設されるなど、専門分野に応じた手続の在り方を個別に模索するとともに、特定の事件を特定の部門に審理を集中させることで、裁判所側の専門性を高めるという方策がとられた。

専門家の協力体制の強化と、裁判所の執務体制の専門化は、もちろん排他的ではなく、相補的な改革ではあるが、その後の専門訴訟の運用状況や評価を見ると、専門家の協力体制の強化よりも、手続の細分化、専門化による改革のほうが、より成功してきたと評価されているようである²²⁾。たとえば医療事故訴訟では、鑑定や専門家委員の活用といった、専門家の協力はさほど活性化されておらず、むしろ鑑定等の利用率は低下している。

そして、医事集中部の設置が有効な改革と評価され、東京・大阪に次いで、地方でも集中部の設置が相次いでいる。こうした改革は、多様な要素を含んでいるが、その基軸の一つとして裁判所側の専門性強化があり、ひいては、裁判官の専門性強化にもつながってくると考えられる。

もっとも、裁判所の専門化といっても、裁判所内での専門部や集中部による対応は、特段、新しいものではない。今回の医事部や建築部の創設も、次に見るこれまでの労働事件や交通事件などの専門部・集中部による対応の延長線上にある。専門部・集中部による対応は、日本の裁判の専門化の伝統的な手法と言える。そして、こうした専門部・集中部が特定の事件を集中的に扱うことについては、裁判官の専門化も伴いうるものであるにもかかわらず、これまで強い異論は聞かれていない。

専門部や集中部で、裁判官がその在任期間中、集中して特定の領域の事件を扱うことで専門化したとしても、日本の裁判官の通常のローテーションシステムを前提とすれば、それは一時的なことであり、基本的にジェネラリストとしての裁判官像は維持されると考えられてきた。このローテーションシステムは、法曹一元推進論からは、司法官僚制を強化するシステムとして批判されたが、ジェネラリストとしての裁判官像の観点からは、ジェネラリスト裁判官を維持する日本的なシステムといえる。

しかし、専門部・集中部の拡充が叫ばれ、裁判の専門化が進められている現在、これまでの専門部・集中部の経験も含めて、ジェネラリストとしての裁判官像の変容につながらないのかを改めて評価する必要もあるだろう。そこで、次に、民事裁判における専門部・集中部の意義について整理してみたい。

1. 民事裁判における専門部・集中部の意義

日本では、もともと合衆国に比べると裁判所内では専門分化の構造をとっている。裁判所は、刑事部と民事部に分けられているほか、戦後比較的早い時期から、大規模庁では専門部や集中部による事件処理を行ってき

ている。専門部や集中部は、各裁判所の数ある民事部のうちのいずれか1部ないしは複数部を、特定の類型の事件のみを扱う(専門部)あるいは、他の一般事件も扱うが、特定の類型の事件を基本的にその部で受任する(集中部)形で執務体制をとるという裁判所内でのインフォーマルな専門化である。

専門部や集中部の設置は、当該類型の事件が急増し、効率的画一的な事件処理の必要性がある場合や、専門性への要請に対応する形で行われる。保全や執行など、前提となる手続自体が異なる場合での専門化もある。そして専門部や集中部での事件処理の在り方については、それぞれ独自の手続運営の在り方を工夫して構築し、時にはそれが法律雑誌などでも紹介されるなどして、他の裁判所や実務家の参考に供されている。

比較的歴史もあり、注目も集めた専門部である交通部を例にとる。交通部は、1962年に、交通事故および交通事故訴訟の急増に対応するため、東京地裁民事27部を交通事故の専門部として発足した。発足当初は、まだ事件数が格別に多くはなかったが、急増が見込まれ、効率的な処理が必要となること、迅速な解決が被害者救済にとっても重要であること、専門化によって裁判官の負担も軽減できることも見込まれた²³⁾。そして、倉田判事らを中心に交通事故訴訟での損害賠償額の算定基準を作成し、判断の標準化と、それによる和解の促進を行った。フット(2006)は、交通事故処理のための書式や手続の合理化、判断基準などの作成を裁判所による政策形成の例とみて、「この制度を構築するに当たって、裁判所は中心的な役割を果たした。東京地方裁判所で第27部に配属された一握りの裁判官が、この動きを引っ張ったのである」²⁴⁾と評している。交通部については、こうした標準化の努力と、それに基づく裁判外処理の促進から、訴訟提起数は激減し²⁵⁾、27部は、1978年に労災事件も扱うようになり、専門部から集中部へと移行した。

交通事故は、特に専門的知見を要する事件という位置づけではなかったが、1961年の東京地域、1964年大阪地裁の工業所有権部の設置などは、専

専門的知識の必要性、効率的処理の必要性に対応するものであった²⁶⁾。2001年の医事集中部・建築集中部の設置なども、専門性の要請への対応である。

高裁所在地の大規模庁でも、専門部や集中部の設置は進められているが、超大規模庁といえる東京地裁や、大阪地裁では、その拡充が著しい。東京地裁の場合、54の民事部と24の刑事部からなるが、民事部においては、商事部（民事8部）、保全部（9部）、破産再生部（20部）、建築事件集中部（22部・49部）、労働部（11、19、36部）、知財部（29、40、46、47部）、医事集中部（14、30、34、35部）、民事執行センターといった専門部・集中部体制をとっている。大阪地裁でも、保全部（1部）、商事部（4部）、労働部（5部）、倒産部（6部）、建築・調停部（10部）、交通労災部（15部）、医事集中部（17、19、20部）、知財部（21、26部）、執行部（14部）といった体制となっている²⁷⁾。

こうした集中部・専門部体制による専門化については、これまでまともな注目・考察されることも少なく、大きな異論が出されることもなかった²⁸⁾。

専門部や集中部に配属された裁判官は、その任期中は、その事件類型や手続を集中して扱うことになり、その点で専門化が図られるものの、裁判官の配転により、その部署に固定化するわけでないことから、裁判官の視野が狭まるといった批判が出にくい。上述したように、通常のローテーションシステムに乗ることでジェネラリスト裁判官は維持されると考えられてきたのである。もっとも、知財訴訟などでは、最近専門化が進んでいるとはいえ、以前から「知財判事」と呼ばれるような、知財に通暁して長く知財訴訟を扱ってきた裁判官も存在してきた²⁹⁾。よって、ローテーションによるジェネラリスト性の維持についても分野ごとにさらに詳細に検討する余地はあるのだが、この範囲で、ジェネラリスト性が損なわれているとの大きな批判が生まれることはこれまででなかったと言える。

また、インフォーマルで緩やかな専門化で、組織改編も容易で柔軟なシステムであることも異論のでない大きな理由だろう。時代の流れとともに、

大量に提起される事件類型にも変遷があるが、専門部や集中部は、その事件の流れに応じて、比較的頻繁に構成を変えている³⁰⁾。

このようなことから、専門部・集中部体制は、組織の硬直化や、過度の専門化による裁判官の視野狭窄を回避しながら、効率的・専門的に事件処理を行える効果的なシステムであるというのが一般的な評価と思われる。たとえば、2011年に公表された『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書』でも、医事関係訴訟について、「医事関係訴訟を集中的に処理することは、同訴訟の審理の適正・迅速化にとって有益であり、それ自体、裁判を受ける国民の側にとってメリットが大きい」³¹⁾と、集中部での取組を評価し、その拡充を提唱している。

しかし、専門部・集中部による取り組みが裁判の専門化をどのようにすすめるか、裁判に対してどのような影響を与えてきたかについて、より立ち入った理論的な検討やデータに基づく検証を十分することなく評価してしまっている。少なくとも、「我が国の司法制度は、かなり統一された構造となっている。さらに、我が国社会の平等志向を反映して、司法制度の運用における等質性の要請は極めて強い」³²⁾とすると、専門部・集中部体制の強化は、その等質性を損なうとも考えられる。

専門部や集中部は、そうした体制をとるほどの事件数や裁判官の数が確保できない小規模庁において導入することは困難であり、集中部や専門部が効率的な事件処理や、手続過程や判断の質を向上させるのに有効であると評価できるとすると、逆に、都市部と地方との裁判の質の格差が鮮明になりうる。集中部で蓄積したノウハウを、他の裁判所でも共有することが必要との認識はあるが、定型化しにくい分野や、地方では協力する専門家の人材確保が難しいような分野では、そこにも大きな壁があろう。

また、それぞれの専門部や集中部では、独特の手続運営を構築している点でも、ある意味では等質性を損なっているとも言える。もっとも、この点は、むしろ裁判所側は、手続運営の工夫を法律雑誌等で紹介するなどして他の裁判所のモデルを提示してはいる。

そして、より重要な指摘として、こうした専門部による対応は、その分野について裁判による政策形成がしやすい構造となっているということが挙げられる³³⁾。確かに、集中部や専門部体制が、後でみる合衆国での専門化懐疑論のいう「特定の利益に取り込まれる」という危惧につながるとまでは言えないかもしれない。しかし、こうした影響については、これまでの経験もふまえてもう少し真剣に検討していく必要があるだろう。これまで、専門部や集中部による事件処理がもたらす影響に関しては、法学研究者の関心があまりに希薄だったのではないだろうか。

そうした中では、司法改革審議会で提唱された知的財産関係事件への対応強化から知財高裁設立に向けて、よりドラスティックな専門化が提唱され、はじめてまとまった議論が行われており、注目に値する。

2. 知財高裁の設立に向けた議論

今回の司法制度改革の牽引となった産業界からのいわゆる規制緩和的司法改革推進論は、知財訴訟の遅延や、その判断が技術専門性の観点からの疑問といった司法批判に基づいていたとも言われ、司法制度改革審議会意見書でも、民事司法制度改革の一項目として「知的財産関係事件への総合的な対応強化」が求められた。

折しも、2002年には当時の小泉首相を本部長とする知的財産戦略会議が「知的財産戦略大綱」を出すなどして、知的財産関係訴訟の充実・迅速化が求められ、知財高裁構想が出され、司法制度改革推進本部には知的財産訴訟検討会が設置された。そこでの審議の末、2004年に知的財産高等裁判所設置法が成立し、2005年より知的財産高等裁判所が東京高等裁判所の特別支部として発足するに至った。

知財高裁の設立は、専門訴訟への対応を超えて、知的財産立国に向けた国の政策からの要請に応えるものであり、そもそも政治色が濃く、当初は特別裁判所の創設という形で提案されたこともあり、その是非について、かなり議論もなされた。特別裁判所として、技術判事を導入することに対

しては強い異論が出て見送られたものの、結果として特別裁判所に近い独自の専門裁判所となっており、裁判の専門化へと大きく舵をきる改革であった³⁴⁾。

知財高裁は、あとで若干の参照を行う、合衆国で1982年に設立され、特許事件を専属的に扱う連邦巡回控訴裁判所(the Court of Appeal for the Federal Circuit 以下、CAFCと省略する)を一つのモデルとして構想された。憲法上設立が禁じられている特別裁判所にならないかも絡んで、知財高裁を独立した高等裁判所とするか、東京高裁の特別支部にするかという点や、技術専門家として高度の技術的な知識・能力を有する技術裁判官を導入すべきかどうか、大きな争点となった³⁵⁾。

産業界側が、技術裁判官の登用も含めた特別裁判所化に積極的であったのに対し、法学研究者や法曹からは、慎重論が相次いだ。モデルとする合衆国でのCAFCも、知財の専門裁判所化には抵抗が強かったため、知財だけを扱う裁判所ではない点、CAFCは合衆国における連邦最高裁判所の判例形成・統一能力の低下といった日本にはない事情に対応すべく創設されたものである故に、日本の文脈とは全く異なる点も指摘された³⁶⁾。ほか、専門部や集中部体制と異なり、「特別裁判所」に近いものとして構想されたものの、今後知財関係の事件がコンスタントに提起されるという保障もないことから、組織の硬直化への懸念も出された。

特に、大きな異論が出たのが、技術判事の導入についてである。非常に専門性の高い知的財産事件には、技術者や産業界からは、技術裁判官の導入が求められた³⁷⁾。しかし、法学者がわからは、憲法上、法的素養のない裁判官を任用することは問題になりうるということのほか、「裁判官は、法以外においては素人であることが重要である」というジェネラリスト判事信奉と近い議論も出された³⁸⁾。知財事件であっても、最終的には法的判断が求められるのであり、他の事件を経験して、幅広い法律の素養をもつことが要求される。また、知財は非常に多岐にわたる専門分野に関わり、それぞれの分野の技術者をそろえるのは困難である上、技術は日進月歩で

あるため、技術の知識はすぐに陳腐化するといった点も、反対論の根拠とされた。

その結果、技術判事の導入は見送られ、専門委員と裁判所調査官の活用に着目し、裁判官の専門性については、今後、法科大学院が、理系学部卒の卒業生を多く受け入れ、科学や技術の素養のある法曹有資格者・知的財産に強い弁護士の任官を推進していくという方針となった。

このように、産業界からの技術判事の任用や裁判官の専門化を伴う特別裁判所への要望に対して、そうした専門化に抵抗する形で、裁判官のジェネラリスト性の重要性が改めて強調されることになった。結果として、これまでの専門部や集中部拡充政策の延長線上におおむね位置づけられるような形での制度に落ち着き、あえて「知的高等裁判所」という新たな組織とすることについては、主にそのアナウンスメント効果が期待された。逆に言えば、知財高裁のような専門裁判所を設置する素地が、すでに専門部・集中部政策で出来ていたということでもあり、1で指摘したように、専門部・集中部体制自体も含めた専門化の意義を問うことの意味はなお大きいと考えられる。

3. 専門化の現状

では、その後、専門化はどこまで進められただろうか。ここでは、限られた資料からの部分的な概観にとどまるが、若干の現状評価を試みてみたい。

今回の司法制度改革で求められた「専門訴訟への対応」は、その長期化が大きな問題とされており、裁判員制度もにらんで制定された裁判の迅速化に関する法律の影響もあり、その後の検証も、裁判の迅速化の検証を中心になされてきている。

2011年に公表された『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書』でも、いわゆる専門訴訟については、類型ごとに検証がなされている。本来、専門訴訟は、「専門家の協力」を必要とする訴訟なのであるが、実際には、

専門家の知見を導入する主要な手続である鑑定を用いると、審理の長期化を招く。そこで、こうした事件において、その後鑑定の利用はあまり促進されていない。むしろ医療事件や建築事件については、集中部体制の強化が図られ、1でみたように有効な施策と評価されている。

そして、広い意味での専門訴訟への対応と位置づけられる、労働審判制度や知財高裁は、今期の司法制度改革の中ではおおむね成功を収めた改革と評価されている³⁹⁾。ここで双方の詳細な評価を行う準備も能力もないが、労働審判制度は、労使双方の専門家が審判員として加わって判断を行う点で、知財高裁は、まぎれもなく専門裁判所として、日本の裁判の専門化の先端をいく制度であり、この両者の評価が高いことは、今後の日本の民事司法の在り方を考える上で、非常に重要な意味を持っているといえよう。

労働審判については、その審理の在り方を、通常の民事訴訟の審理にも応用していくことまで論じられている⁴⁰⁾。そうした提案でも、労働審判の長所として審判員として裁判官と労使双方の出身である専門家が入り、その専門的な知識・経験が生かされていることが指摘されている。実際に、利用者からも、労働審判は、裁判に比べて、その迅速性だけでなく、その専門性の高さが高く評価されている⁴¹⁾。

知財訴訟については、日本の裁判所制度での専門化の方策を最も徹底させた領域と言える。知財高裁では、調査官権限が強化され、専門委員も積極的に活用しており、専門委員が関与する際は、弁論準備期日として技術説明会を開催するなど、専門家の協力体制も強化している。

地裁レベルでも、専属管轄化や専門委員制度の導入が行われたことから、知財訴訟全般について、審理の迅速化については、これ以上は限界と言われるほど進んでいる⁴²⁾。専門化、集中化は、事件の効率的処理の促進にとっては、極めて有効であると言える⁴³⁾。

ここで、本稿の関心事である、裁判官の専門化がどれほど進展しているのかに目を向けよう。知財部も含め、知財訴訟の担当判事のなかには、従来から理系出身者がコンスタントに存在するとも言われている。しかし、

そうした技術系の素養のある裁判官の任用は、そうした人材が豊富にいるわけでもないことから、主流ではなく、基本は、裁判官もそうした事件に日々接することで、合議体での切磋琢磨など OJT を基本に、日々自己研鑽に励んでいると言われる⁴⁴⁾。また、研修制度の充実もはかられている。若手裁判官を毎年若干名、技術系大学院や技術系研究所に半年前後派遣する研修制度のほか、知財高裁判事は全員が年 1 回企業や研究所で実地検分を行うほか、外部講師を招聘した研究会を年に 4 回ほど開催しているということである⁴⁵⁾。知財部で知財訴訟を日々扱うことになった判事は、その在任期間中は、ひたすら技術系の勉強に費やし、法律書を読む暇はないとも言われ、在任期間中の OJT や自己研鑽による専門化がなされていることは伺える。

さらに、知財部や知財高裁の判事について、「知財判事」として、知財事件のみを扱う判事として通常の判事とは異なる人事体制をとっているわけではないが、やはり通常の民事事件を扱う判事のローテーションとは異なり、「裁判官の人事の面でも特許を専門とする裁判官の方々といったグループが形成されている」⁴⁶⁾との見方も出ている。現在の知財高裁判事のなかには、東京地裁の知財部での長い実務経験を積んできている判事が多く、理系の学位のある裁判官も複数いることが指摘されているが、その中には、最初から知財判事を期待されて、わずかな期間地方の裁判所にもつとめているが、ほとんどの在任期間を東京地裁の知財部や知財高裁で知財訴訟を専門としてきた判事もおり⁴⁷⁾、知財訴訟においては裁判官の専門化が進んでいると言えそうである。

なお、知財高裁の現裁判所長の中野判事は、知財高裁を日本の専門裁判所のモデルにしたいという抱負とともに、「知財高裁は、知的財産を専門的に扱うという意味で、(ジェネラリスト型ではなく)スペシャリスト型の専門裁判所である。したがって、ローテーション等裁判官人事の在り方を含めた今後の知財高裁の運営方法は、今後の日本型司法制度の中における専門裁判所の在り方を検討する格好のケースと考えられる。」⁴⁸⁾と述べ

ている。

これは、裁判所としての公式見解ではなく、知財高裁内でも、これまでの人事配転のローテーションシステムを維持すべきという見解もあり、この点はより詳細な検証を要する。しかし、事実上、かなり専門化が進んでいることから、知財高裁設置の際の、裁判官の視野が狭くなることへの懸念に対しては裁判官の配転によって対応できるという、従来からのジェネラリスト裁判官維持の考え方⁴⁹⁾とは、異なる方向性も出てきているようであり、留意すべきである。

こうした専門化の進んだ裁判官によって専門的に知財事件を扱う知財高裁は、早期に判例を統一することも期待されている。しかし、知財高裁の判決を最高裁が覆す事例も珍しくないと言われ、専門化した裁判官の判断と、最高裁判事の判断の相違とその評価については、より詳細な検討が必要だろう⁵⁰⁾。

1で指摘したように、専門部・集中部の経験についても、これまで十分な検証がなされてきたとは言いが、司法制度改革以降は、これまでの専門部・集中部体制をベースとしつつも、その枠を超えた専門化が進行しつつあると言えるのではないだろうか。その現状を踏まえると、裁判や裁判官の専門化が進むなかでの裁判や裁判官の役割について改めて検討する必要もあろう。

そこで、次に、合衆国における裁判の専門化をめぐる議論や、専門化の実情、そして専門化の影響についての実証研究成果を概観し、日本における司法の専門化について考察すべき論点や前提の確認につなげたい。

合衆国における議論：ジェネラリストとしての 裁判官とその変容

合衆国においても、専門的な知見を要する事件が増加していることは日本と同様である。そして、合衆国においても、専門家の関与の強化と、裁

判所がわの専門化の両方の施策がとられてきている。裁判における専門家の関与については、一義的には、当事者がたてる専門家証人の利用があるが、専門家証人の党派の利用に対しては、批判も強い。大規模な事件においては、訴訟管理の必要性からも、スペシャルマスターの登用といった新たな取り組みも見られる。

他方で、司法の専門化については、ニューディール期以降、多様な分野で特別裁判所設立が求められてきたが、司法の専門化には抵抗が強いと言われる。その抵抗の一つの柱が、「裁判官はジェネラリストであるべきである」というジェネラリスト信奉である。

1. 合衆国における裁判の専門化

司法の専門化の議論の中心は、連邦レベルの裁判所の専門化であり、その極は、専属的な事物管轄を有し、フルタイムの専門裁判官が審理を行う専門裁判所構想ということになる。専門化に対しては推進論と懐疑論が対立しているが、その焦点は、こうした専門裁判所構想をめぐる議論となっている。

しかし、実際は、一口に専門化といっても、その状況は多様であり、「幅のある (spectre)」概念であると言われる。専門裁判所で長期にわたって裁判官を務める長期にわたる専門化の場合もあれば、ある裁判所で特定の期間、特定の事件類型の審理に当たるといった短期的な専門化もありうる。また、特定の事件しか扱わないフルタイムの専門化もあれば、特定の事件類型を中心としつつも、他の事件も扱う部分的な専門化もある⁵¹⁾。専門化のもたらす論点も、その専門裁判所の特質にかかっており一般化は困難である⁵²⁾。

連邦裁判所については、専門裁判所の提唱はあっても、ほとんどの裁判所ではなお一般管轄をとっている。連邦には13の上訴裁判所があるが、そのうち連邦巡回上訴裁判所 (Court of Appeals for the Federal Circuits) が、特許を中心に扱う専門裁判所となっており⁵³⁾、合衆国の議論でも、専

門裁判所のひな形として言及されることが多い。3で見える専門裁判所の実証研究も、この裁判所を対象にしたものが多く、専門裁判所の社会実験とも目されている⁵⁴⁾。もっとも、日本で知財高裁が設立される際に、研究者からたびたび指摘されたように、CAFCは、厳密な意味では専門裁判所ではない。CAFCは、当時連邦最高裁判所の判例統一機能が低下して、巡回区間で解釈が統一しないことや、そのため当事者が有利な法解釈にもとづく裁判を求めてフォーラムショッピングを行うなどの問題があったことから、1982年に、従来存在した関税特許裁判所(the Court of Customs and Patent Appeals, CCPA)と、クレーム裁判所(the Court of Claims)を統合して創設された⁵⁵⁾。専門化は、裁判官の視野を狭くするなどの懸念もあって、扱う事件の範囲は特許事件に限られないが、他の裁判所の裁判官ほど多様な事件は扱わないし、実際にはかなり専門化して他の裁判所とは隔絶していると言われる⁵⁶⁾。

地方の上訴裁判所は、基本的にジェネラリスト裁判所であるが、地域によって、分野の集中が見られる。第2巡回上訴裁判所は、証券事件が多く、第5巡回上訴裁判所は、移民法の事件が多い。連邦裁判所としては、ほかに、国際取引裁判所(Courts of International Trade)が、フルタイムの専門裁判官のいる特別裁判所となっている。

もっとも、一般管轄における裁判所においても、緩やかな意味では専門化が進められている。Cheng(2008)は、1995年から2005年までの連邦上訴裁判所の判事の法廷意見の起案の割り当て(opinion assignment)を検討し、多くの連邦上訴裁判所では、事件類型ごとのケースの割り当てをしていることを明らかにし、もはや、「ジェネラリスト判事は、神話である」という⁵⁷⁾。この感覚を前提にすれば、日本での専門部や集中部での取組はすでにかかなりの専門化が進んでいると評価されることになる。

2. 専門司法化をめぐる議論

司法の専門化の推進論は、通常そのメリットとして、事件の効率的な処

理，判例統一による予測可能性の増大，専門性の向上による判断の質の向上といったことを挙げる。

第一に，専門化は，裁判の提起数の増大から，裁判所の負担が過剰になっている（caseload crisis）ことへの対応として要請される。事件数の増加に対しては，事件処理を促進する手続改革や，裁判官の増員等によっても対処しうるため，通常そうした手法がとられるが，専門裁判所による効率的処理への期待も高い。

第二に，裁判の管轄が複雑な合衆国においては，裁判管轄間での判断の違いをなくして判断の統一性を向上させることへの要請から，専門化が求められてきた。地域による判断の差は，より有利な判決を求めるためのフォーラムショッピングの問題をもたらしやすい。そこで，専属管轄化は，こうした問題を回避できる有効な手段と考えられる。

第三に，専門裁判所は，複雑な分野での判断の正確さを高めることができると考えられている。裁判官が繰り返し特定の分野の事件を扱うことで，その分野の審理に必要な背景知識を身につけ，新たなルーティンを形成することで，迅速で正確な事件処理を可能にし，判断の質も高めることができると考えられている。特に，専門性の高い分野においては，裁判官の専門性の向上が期待できる。知的財産や税務などの専門性の高い事件類型については，専門性向上の要請が高い。

もっとも，ここでいう正確とか，判断の質といったことは，多義的である。基本的には，法を事実に適切に当てはめるということになるが，裁判官の良い公共政策についての観念をよりよく反映するという意味をさすこともありうる⁵⁸⁾。

こうした推進論に対し，合衆国では，裁判官はジェネラリストであることを重視する法文化があるとされ，専門裁判所や専門裁判官による対応に対しては，日本におけるよりも懐疑的である。

第一に，特に合衆国において問題視されるのは，裁判官の採用が特定の利益集団や政治集団の影響を受けやすくなり，政治化するおそれがあると

いう点である。日本の裁判官については、特定の利益集団や政治集団からの影響が問題とされることはあまりないため、この点は問題ないだろうとの意見が主流である⁵⁹⁾。しかし、この論点は、後述するように、専門組織化により、外部からの影響を受けやすくなること、逆に、その組織の内部の関心をダイレクトに反映させやすくなるというより広い観点も含み、その範囲では、そうしたことの是非も含め、日本でも専門化の影響をより詳細に検討する余地が出てくる。先述した、日本の専門部が裁判所の政策形成を推進する組織構造となっているとの指摘も、この範囲の議論として位置づけられるだろう。

第二に、特定の分野のみ扱うと裁判官の視野が狭くなるという点が懸念されている。専門裁判所は、より広い法システムから隔絶されているため、より広い法体系とは整合しないような独特の法理や、手続を発展させる傾向がある。また、多様な分野と接することにより培われる洞察などの利点を失うことにもなる。

第三に、専門化によって、裁判官の仕事が魅力や権威のないものになるといった懸念も出されている。Posner 判事による、有能な人は、20年も30年も、ひたすら税とか特許などの上訴審の判断ばかりするようなことを好まないだろうから、専門裁判所は、高い質を維持できなくなるだろうといった主張⁶⁰⁾も含め、裁判官自身が、ジェネラリストであることに強い誇りを持っており、司法の専門化には抵抗が強い。

たとえば、巡回連邦裁判所の Wood 判事による「専門化する世界におけるジェネラリスト裁判官」と題する記念講演⁶¹⁾の内容は、そうしたジェネラリスト信奉を極めてよく表している。Wood 判事は、専門化の進展する現代においてこそ、一般的な管轄をもつ連邦裁判所およびジェネラリスト裁判官が必要であると主張する。「我々のシステムは、他国が信奉するプロフェッション化や専門化に抵抗するからこそ、本質的な価値を維持してきた」という。

裁判所は、社会全体に対して、説明責任を負っているのだから、ジェネ

ラリスト裁判官は、テクノクラートになってはならない。専門化された語彙や「内部者」の関心事に身を隠してはならない。弁護士達は、ジェネラリスト裁判官に対して、最も複雑な分野についても説明しなければならないが、それによって法理を脱神秘化し、法を理解可能なものにするよう促すことができる⁶²⁾。

そして、様々な分野に通じることで、法分野を超えた洞察を得ることが出来る。また、異なるように見える多様な法分野を経験することで、デュープロセスなど、分野によって変わることのない法的問題について知ることができる。裁判官は、「判断 (judging)」においては専門家なのである。

司法の専門化の是非の議論では、こうした裁判所の権威や裁判官の仕事への満足という論点は重視すべきでないとも言われるが、Wood 判事のこうした議論は、日本での知財高裁設立の際の技術判事反対論とも通ずるところがあり、「ジェネラリスト信奉」の本質は、むしろこういった議論にあるように思われる。

しかし、以上のような議論は、全体に、それぞれの論者の抽象的な想定に基づいた机上の空論になるきらいがあり、実際に専門化が何をもたらすかについては、より具体的な検証を要する。そこで、次に、実証研究の成果にも触れたい。

3. 実証研究に見る専門化のインパクト

専門化は、実際には司法に何をもたらすのか。合衆国においても、実証研究は乏しく、特定の専門化された裁判所についての限定的な研究にとどまっている。

専門裁判所に主として期待される、専門性・効率性・予測可能性などの質について直接的にはかる指標を具体化するのには難しい。特に専門性の向上が、判決の質を向上させるという想定については、何が判決の質と言えるか、またその質をどのように評価するかについても明確な基準をたてる

ことが困難であるため、その点についての検証は合衆国においてもほとんど手がつけられていない⁶³⁾。

そこで、実証研究の焦点は、専門裁判所懐疑論の第一の論点である、利益集団などが裁判に与える影響力という点ともかかわって、裁判官の政治的志向と判断との関連や、政策形成志向との関連など、一般的な司法行動論の関心事にもつながる点に集中している。

たとえば、裁判所の専門化について一連の実証研究を行っている Baum は、1977年の研究で、CAFC の前身である CCPA の判決と、通常裁判所の判決を比較したところ、1956年以降、知的財産法律事務所の弁護士から判事を任用するようになって以降、他の連邦裁判所とは有意に異なる知的財産政策がとられるようになったと指摘する⁶⁴⁾。もっとも、これは専門化の必然的な結果ではなく、CCPA の当事者となる知的財産訴訟の当事者達が、知的財産法律事務所の弁護士達の影響力が高まることに対して好意的であったことから生じたと考えている。裁判所の専門化は、通常、特定の政策からは中立的な、効率性向上などの目的のために導入されるが、専門化はその裁判所が独自路線を歩む条件となりうるという。

また、Baum (1994) は、CCPA と通常の上訴裁判所における連邦最高裁判所の判断の引用率を比較し、CCPA は他の上訴裁判所に比べて、最高裁判例の引用頻度が低く、判決を引用する場合には、他の上訴裁判所は連邦最高裁判決をひくのに対し、CCPA は最高裁判決ではなく、CCPA の先例を言及する傾向が高いことを明らかにした⁶⁵⁾。

また、Miller & Curry (2009)⁶⁶⁾ は、裁判官の専門性と経験は、独立した条件であることを明らかにしており、興味深い。技術の学位をもつ、あるいは前職が知的財産弁護士である場合を、専門 (expertise) とし、CAFC での裁判経験を、経験として、それが判断に与える影響を検討したところ、専門家裁判官は、そうでない裁判官よりも、知的財産をより保護する方向での判断傾向があるのに対し、裁判経験は、判断に特に影響を与えないという結果がでた。通常、経験の長さが専門性の向上に資すると

考えられるが、この結果からは、専門知識は、同様の事件を繰り返し経験することによってだけでは獲得できないということも示唆された。

一般的に、専門裁判所と、ジェネラリスト裁判所の比較において、懐疑論者が懸念するほど判断に大きな違いがあるという結果は出ていない。しかし、通常、専門裁判所の創設は、懐疑論者が懸念するほどではないにせよ、通常裁判所に比較すると、訴訟当事者や政策策定者、裁判官のイデオロギー的関心を反映しやすいということは複数の研究が明らかにしてきたと言える。

その背景には、専門性の高い分野では、官僚的な組織内でも専門知識を有さない上位機関の影響力が低下する傾向があるという行政学の一般的な知見にも通じ、専門化が進むと、通常の裁判所組織におけるコントロールがききにくくなるということが一つには挙げられる。この点は、官僚化が著しいと言われる日本の司法組織に対しては、重要な指摘ともなりうるだろう。

また、裁判官や当事者が自らの関心を裁判に反映させる可能性については、イデオロギー的関心を判断に反映させるためには、自らのイデオロギー上のスキーマを特定の法的争点に当てはめる必要があり、そのためには、かなりの専門的な知識を備えておくことが必要となるということも考えられる。そこで、Miller & Curry の調査のように、裁判経験ではなく、背景として有する専門知識の影響力が大きいという結果が出ると考えられるのである。その点で、現在の日本のようなキャリアシステム下での専門部・集中部体制での専門化の範囲では大きな問題はないと言えるが、知財高裁設置時に提案された「技術判事」となると、その危険性は否定できないということになるのか。

なお、特許訴訟をめぐっては、ここでみた実証研究の実施期よりも、最近になって、連邦最高裁判所が CAFC の判決を破棄する事例が急増して注目を集めている⁶⁷⁾。1982年の発足以来、連邦最高裁が CAFC の判決を審査することはまれであり、CAFC は事実上の終局審となっていた

のだが、2000年代半ばより、CAFC が打ち立ててきた形式的な法理を覆して、柔軟で総合的な判断を要する基準をたてる判決を立て続けに出している。Lee (2010) は、こうした連邦最高裁の CAFC の形式主義からの方向転換を「ホーリスティック・ターン (holistic turn)」と呼び、その背景には、CAFC が主導してきた特許権拡大路線を抑制しようとする政策目的があると考えられる一方で、こうした一般的な基準となると、一見「常識」に従った妥当な判断を導けるように見えるが、ジェネラリスト裁判官にとっては、技術上の文脈に則したより立ち入った判断を要するため、かえって負担が重くなるという問題を指摘している⁶⁸⁾。日本の最高裁も、知財高裁の判断を変更したり覆す判決を出しており、同様の指摘が妥当しうる面もある。連邦最高裁と CAFC、最高裁と知財高裁の判断動向を対比することは、ジェネラリストとスペシャリストの判断を対比する貴重な素材と考えられる。

本項で概観した研究は、CCPA や CAFC についての研究に集中しており、ここでの成果を裁判の専門化一般について敷衍することには慎重であるべきだろう。専門化は、その性質上、専門分野によって直面する問題や文脈が大きく異なりうる。それでも、こうした研究成果は、今後日本において裁判の専門化について考察する際の参考とはなるし、日本でも同様の研究を進めていく際のヒントを与えてくれていると言えよう。

結びに代えて：専門化と裁判官

ここまで、裁判の専門化とその影響について概観してきた。

専門部・集中部という比較的マイルドな専門化については、これまでも大きな異論が述べられることも少なく、おおむね好意的に受け止められる専門化の方法であったと言える。

裁判官像への影響については、少なくとも、専門部や集中部による対応という限りにおいては、それがジェネラリストとしての裁判官像を揺るが

すものという受け止めはなされてこなかったようである。たとえ一定期間、特定の分野の事件を集中的に審理するとしても、配転により、裁判官の専門の固定化はなく、あくまでジェネラリスト判事であると考えられてきた。より専門裁判化を進めた、知財高裁も、技術判事を見送り、通常の配転となるキャリア裁判官がつくことで、一応はこの原則が維持されている。

しかし、専門的な訴訟が増大し、弁護士の専門分化も進展するなかで、このような配転によるジェネラリスト判事の維持が可能なのだろうか。知財訴訟における判事の専門化傾向が示唆するように、判事の専門化も必然的な流れとも言える。この流れに抗して、ジェネラリスト裁判官による裁判であることの意味を強調していくには、今一步立ち入った議論が必要なのではないだろうか。

Wood 判事がいうように、専門化した社会であるからこそ、ジェネラリストであることが重要であるとも言えるが、 見てきたように、日本におけるジェネラリスト信奉は、合衆国のそれとは異なることも否定できないように思えるからである。

法曹一元制をとる合衆国とは異なり、日本の裁判官は、他職経験制度などが導入されたとはいえ、裁判官としての経験が職業経験のほぼすべてであり、多くは大学でも法学のみを学んできている。専門化の進んだ専門部・集中部体制では、そのジェネラリスト性を担保するのが、基本的にローテーションシステムと目されているが、このローテーションシステムは、裁判の等質性を実現するとともに、司法の官僚化の温床とも言われていて、その批判から出された法曹一元制論に対抗する論理である、「多様で豊かな知識経験」のある裁判官像にはほど遠い。

また、受動的な審判者としての裁判官像を前提としている合衆国とは異なり、日本の裁判官は、目隠しをしておらず、本人訴訟が多いことも相まって、民事訴訟は裁判官主導的である。そうした中で、アメリカでは通用するジェネラリスト信奉は、日本で直ちに通用しないところがある。

つまり、合衆国では、当事者である弁護士に、ジェネラリストである裁

判官に理解できるよう分かりやすく説明することが求められるのに対し、手続主催者として主導的な役割を果たす裁判官は、当事者以上にその専門性に通暁することが求められることになるだろう。実際に、裁判所は、弁護士が十分な知識がない場合には、それを補うことを期待されるだけでなく、逆に弁護士が専門性を高めると、その専門性に対応してよりいっそう専門分野の理解が求められると捉えているようである。たとえば、医事関係訴訟についての実情調査において裁判官からは、「大規模庁の専門訴訟においては、弁護士が専門化しているため、裁判所も十分な専門知識や情報を有しておく必要がある⁶⁹⁾」という意見が出されている。

筆者は、かつて、裁判官が専門訴訟においてジェネラリストとして加わり総合的な判断をすることで、脱専門化が図られるという議論をしたことがあるが、少なくとも、日本の裁判所は、その専門分野に即しても十分対応できなければならないという規範を維持していると思われ、専門化へのドライブは強く、逆にそれを押しとどめる力はそれほど強くないのではないかと思える。

本稿では、裁判の専門化とそれが裁判官像にもたらす影響について、検討すべき点を指摘するとともに、実態に即した十分な資料に基づく検討には至らなかった。以下、本稿で十分に扱うことが出来なかった今後の検討課題を述べる。

第一に、これまでの日本の民事裁判での専門部・集中部体制の経緯を踏まえた上で、その現代的評価を行う必要がある。上述したように、専門部や集中部体制は、インフォーマルな専門化であることもあり、それがどのような経緯で設置され、どのように運営されてきたのかについての情報が十分に得られなかった。しかし、日本の裁判の専門化のプロトタイプといえるこの体制については、歴史的経緯も含めて今一度まとまった評価をすることが重要であると考えられる。

第二に、第一を踏まえて、専門部や集中部での裁判官の人事体制の実情をデータに則して明らかにする必要があるだろう。ローテーションの在り

方が他の部とどのように異なるのかについて明らかにすることは、ジェネラリスト判事の理念との関連で求められる。

第三に、合衆国での懸念のように、専門化や集中化が裁判にもたらす影響は、実際にどのようなものなのかについても、多角的に検討していく必要がある。知財訴訟や最近の知財高裁の経験が、もっともまとまった素材を提供していると考えられ、³で概観したような実証研究を行うことは可能だと思われる。

裁判官はジェネラリストであり、ジェネラリストでなければならない、という、法曹や法学研究者のなかで、何となく共有されてきた命題を、その事実上の妥当性について改めて検討し、その上で、日本の裁判官像を問い直す必要があるう。

- 1) 司法制度改革審議会意見書（2001年）。
- 2) Judith Resnik, "Managerial Justice", 96Harv.L. Rev.374 (1982).
- 3) 裁判官の任用の在り方の議論にもつながりうるが、さしあたり、ここではその問題には触れない。もっとも、法曹一元であれ、キャリアシステムであれ、同じ問いに直面しうる。
- 4) 田中成明「ハードケースにおける裁判官の判断をめぐって」司法研修所論集110号83頁（2003年）。
- 5) 1970年の憲法記念日にちなんだ長官の談話。裁判官の良心について、「主観説」に立つものと理解されている。石田のこの談話は、裁判官の思想が、判断に影響するということも示唆するが、たとえ影響しなくても、裁判官が一定の思想を持っていることは、裁判の公正らしさを損なうという「公正らしさ」論にもつながる。樋口は、こうした石田の提示した裁判官像を「政治的裁判官像」として、批判し、裁判官は国民や世論から距離をとり、具体的事案に即した専門合理性を尊重する立場に立ち返るべきという「伝統的裁判官像」を提示する。小田中との論争も含め、萩屋昌志「裁判官の職務と裁判官像 裁判官像をめぐる議論を手がかりにして」東北学院法学71号592頁（2011年）が詳しい。
- 6) これは1970年4月8日に当時の岸盛一最高裁事務総長が、最高裁の公式見解として発表された談話の一部である。
- 7) 飯考行「裁判官論の再考」法の科学34号113頁（2004年）や萩屋（2011年）前掲注5)も、この論争を柱として取り上げている。
- 8) 渡辺千原「法をささえる事実 科学的根拠づけに向けての一考察」立命館法学333・334号1803頁（2011年）。
- 9) 渡辺千原「裁判官の役割とは」和田仁孝・太田勝造・阿部昌樹編『交渉と紛争処理』（日本評論社 2002年）230頁は、手続運営者としての裁判官を中心に、裁判官の役割を整理している。

- 10) 付随的ではあるが、司法改革によって新設された法科大学院で法曹倫理が必修化されたことから、法曹倫理の一項目として「裁判官倫理」が取り上げられるようになり、そこでも「プロフェッションとしての裁判官」というフレーズが用いられるようになっていく。加藤新太郎編『ゼミナール裁判官論』(第一法規, 2004年)。
- 11) 弁護士役割論で言われるプロフェッション概念や司法制度改革審議会でのプロフェッション概念について、渡辺千原「プロフェッション概念に関する一考察 アメリカのプロフェッション論・弁護士倫理の議論を参考に」立命館法学275号153頁(2000年)。通常、プロフェッションとして理解されることの多い、専門性・自律性・公共奉仕性といった特性アプローチに対し、司法制度改革審議会でのプロフェッション概念は、人間性や感受性も含めたスーパーマン的法曹像を提示していて、力点は、依頼者とのコミュニケーションにおかれている。
- 12) 前掲注10)加藤新太郎編(2004)など。
- 13) たとえば、Herbert M. Kritzer, "The Professions Are Dead, Long Live the Professions: Legal Practice in a Postprofessional World", 33Law and Society Rev.713 (1999)。
- 14) 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の設立や、裁判官の人事評価改革などが中心的な改革であるが、法曹一元制の代替としては、判事補の他職経験制度が導入され、弁護士任官が推進された。
- 15) 2000年の司法制度改革審議会の中間報告において例示された望ましい裁判官像は、いずれもスペシャリストとしての裁判官ではなく、ジェネラリストとして円満でバランスのとれた人間像が想定されていると言える。そういった裁判官像の集大成が、「多様で豊かな知識、経験を備えた判事」という表現となっている。
- 16) 棚瀬孝雄「法曹一元の構想と現代司法の構築」同『司法制度の深層 専門性と主権性の葛藤』(商事法務 2010年)。
- 17) 弁護士については、弁護士事務所の法人化、共同化のほかに、専門性強化のため、継続教育の充実・実効化も求められた。裁判官については、専門訴訟への対応として専門部・集中部の拡充が一次的な対策とされ、裁判官改革において特に継続教育の強化等は提案されなかった。
- 18) 渡辺千原「司法改革論議における『常識』の位置」立命館法学310号(2007年)529頁で、今期の司法改革において、常識を裁判に反映するという言説が力を持ち、そこでの常識には裁判員制度導入に際していわれた「一般常識」と専門訴訟への対応でいわれた「専門常識」があったことを指摘したが、裁判官に対して専門常識を直ちに求める議論とはならなかった。
- 19) 後述するように、合衆国では裁判官についてのジェネラリスト信奉が強いといわれるが、ジェネラリストという言葉が語られるのは、多くの場合、裁判の専門化をめぐる議論の文脈においてである。
- 20) 司法制度改革審議会意見書(2001)。
- 21) 司法制度改革審議会意見書(2001)。
- 22) この点について、筆者は、主として医療過誤訴訟への対応を素材として検討したことがある。専門家の協力体制の強化という改革動向にもかかわらず、実際には、集中部が強化

裁判の専門化と裁判官（渡辺）

され、当事者の提出する医学文献などから裁判官が知識を得て判断するという、通常の民事訴訟の審理方法がとられている。渡辺千原「専門訴訟と裁判の変容 医療過誤訴訟への対応を一例に」と和田仁孝・櫻村志郎・阿部昌樹編『法社会学の可能性』（法律文化社 2004年）。

- 23) 座談会「民事交通訴訟の軌跡と展望」ジュリスト763号21頁（1982年）。
- 24) ダニエル・H・フット『裁判と社会』（NTT出版 2006年）、266頁。
- 25) このように裁判所が先導して、紛争を管理することで、日本の民事訴訟数の増加が抑えられてきたことの指摘として、Takao Tanase, “The Management of Disputes: Automobile Accident Compensation in Japan”, 24Law & Society Rev. 641 (1990).
- 26) 村林隆一「大阪地裁及び大阪高裁知的財産部の歴史」『知的財産法の系譜 小野昌延先生古稀記念論文集』（青林書院、2002年）1017頁。
- 27) 裁判所 HP より。
- 28) 最近になって、専門部や集中部での審理方式について、雑誌が特集で扱うということも出始めている。東京地裁について「裁判所専門部における事件処理の実情」NBL824号（2006年）、大阪地裁について「裁判所専門部における事件処理の実情（2）」NBL832号（2006年）や、「大阪地裁民事事件における現況と課題」判例タイムズ（2009年）のほか、NBLでは、最近東京や大阪以外の裁判所での専門部での審理状況の記事を連載している。
- 29) たとえば、大阪地裁の工業所有権部の初代裁判長の大江健次郎氏は、栄転人事にも応じずにこのポストにとどまって、定年を迎えたというエピソードが紹介されている。畑郁夫「昭和時代の知財権侵害訴訟の一側面 主として大阪地裁特許部を内側から見た思い出」『知的財産法の系譜 小野昌延先生古稀記念論文集』（青林書院2002年）。
- 30) たとえば、大阪地裁では商事事件を、平成10年3月以前は、倒産部で、その後商事・非訟・調停部で、平成13年4月以降は、商事部を専門部化させたということである。西川知一郎「大阪地裁商事事件における現況と課題」判例タイムズ1300号15頁。（2006年）。
- 31) 最高裁判所事務総局、『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（以下、迅速化検証報告書と省略。）』施策編、（2011年）33頁。
- 32) 最高裁判所「21世紀の司法制度を考える 司法制度改革に関する裁判所の基本的な考え方」司法制度改革審議会第8回。1999年12月。
- 33) 前掲注24)フット（2006）282頁。
- 34) また、労働審判制度も、専門性が高く遅延も著しいといわれる労働紛争を、専門家を審判員に導入して迅速に解決させるための新たな仕組みであり、裁判とは異なるが、専門化の一つの方向性を示す新たな改革であった。
- 35) 中山信弘「知的財産高等裁判所への道のり」ジュリスト1293号6頁（2005年）に、その経緯と、中山教授の見解が手際よく整理されている。
- 36) 山本克己「知的財産高等裁判所構想について思うこと」NBL770号34頁（2003年）。笠井正俊「知的財産高等裁判所構想に関する若干の考察」判例タイムズ1126号4頁（2003年）。
- 37) 今野浩「知財裁判所に『技術判事』を」日本経済新聞 2003年9月23日など。
- 38) 司法制度改革推進本部知的財産検討会 第7回では、内閣官房知的財産戦略推進事務局

長の荒井委員が紹介した科学ジャーナリストの、バイオ特許裁判での科学論争が「まるで出来の悪い中学の生物の授業」であり、今後は、「バイオやナノなどと法学のダブルメジャーを持つ専門裁判官の養成に明日から着手しなければなりません」との記事に対して、法律学者が強く反発し、裁判官はむしろ法以外においては、素人であることが望ましいと主張していた。櫻井敬子氏は、「裁判官は法律の形で一般化された社会通念というか、制度化された社会通念というものを解釈・適用しまして、これを認知する認知しないという最終的な決断をしているのだらうと思うのです……裁判官は……一般意思を代弁しているわけですから、……かえって素人裁判官というのは重要であるということも一方で言えるのではないか」また、中山信弘氏は、技術裁判官は「プロであるゆえの先見・予見……を持っている可能性もある」「やはり技術についての素人である裁判官に対して、十分説得力のある主張をするというのが当事者の義務」という意見を述べた。

- 39) たとえば、朝日新聞2011年6月7日の司法制度改革審議会意見書から10年の特集記事では、改革の現状を空模様にしたとえて、ADRの拡充や法科大学院、裁判改革(特に弁護士任官について)には雨マークをつけているのに対し、裁判員制度や被疑者国選弁護制度に加えて、知財高裁や労働審判には晴れマークをつけて評価している。この評価が妥当かどうかは異論もあるだろう、大きく外れてもいないだろう。
- 40) 定塚誠「労働審判制度が民事訴訟に与える影響」判例タイムズ1200号5頁(2006年)。労働審判制度の、早期の争点整理や口頭主義の実質化などが、審理の充実化のモデルとなっていることについて、川嶋四郎「争点整理の充実・迅速化とその課題(上)(下)」法律時報83-7号18頁。83-8号100頁(2011年)。実際に、通常の民事訴訟に取り入れる工夫をしている実務例として、浅見宣義「労働審判方式を取り入れた民事紛争解決方式(L方式)について 民事調停を利用した試行的実施のレポート」判例時報2095号3頁(2011年)。
- 41) 東京大学社会科学研究所『労働審判制度についての意識調査 基本報告書』(2011年) <http://jwww.iss.u-tokyo.ac.jp/roudou/pdf/report.pdf> 2012年1月8日 visited. この成果に基づく佐藤岩夫教授による研究会報告によると、労働訴訟と、労働審判制度の利用者評価を比較し、費用や時間の面だけでなく、審理の充実性や裁判官や審判官への評価についても、労働審判への評価が高かったという。
- 42) たとえば、侵害訴訟について、東京地裁では平成12年で27.8ヶ月、平成21年で13.7ヶ月とおおよそ半減している。知財高裁では、審決取消訴訟では平成21年で7.5ヶ月、侵害訴訟では10ヶ月となり、これ以上早いと当事者側にも不安を与えかねないほどで、迅速化としては限界というコメントが出されている。座談会「進化する知的財産訴訟に向けての検討と課題」Law and Technology 50号10頁(2011年)、17頁での穴戸充氏の発言。
- 43) たとえば、特許関係訴訟について、専属管轄化以前において、専門化の進められている東京地裁・大阪地裁と、他の地裁での審理期間を比べると、東京・大阪は、他の地裁のほぼ半分とされる。定塚誠「知的財産権訴訟の現状と課題」NBL765号20頁(2003年)、24頁の別表4を参照のこと。
- 44) 知財高裁の塚原朋一判事は、「裁判官には、どんなに難解といわれる技術であっても、その裁判官に理解しようとする裁判官魂と気迫、そしてそれなりの時間があれば、理解で

裁判の専門化と裁判官（渡辺）

きるのだというのが実感である」という。塚原朋一「知財高裁における訴訟運営の状況と知財訴訟における専門家の活用の実際」ジュリスト1326号9頁（2007年）。

- 45) 中野哲弘「知財高裁5年の回顧と展望」Law & Technology 50, 30頁, 38頁（2011年）。
- 46) 中山信弘ほか座談会「特許法改正の意義と課題」ジュリスト1436号12頁（2012年）16頁における山本和彦氏発言。
- 47) 元知財高裁判事 宍戸充氏によれば、検察官として勤務していたところ、裁判所から特許訴訟をしないかと誘われて判事となり、2回転勤で地方の裁判所で通常の訴訟をした以外は、東京で東京地裁知財部・東京高裁知財部・知財高裁での勤務であったと語っている。インタビュー「知財高裁元裁判官 宍戸充氏に聞く 知財高裁元裁判官から見た知財訴訟代理人の訴訟活動」パテント62-7, 7頁（2009年）。
- 48) 前掲注45)中野（2011）30頁。
- 49) たとえば、茶園成樹「知的財産関係事件を取り扱う裁判所の集中化と専門化」ジュリスト1293号56頁（2005年）。「今後とも、専門化による専門的知見の集積の促進という利点を生かしつつ、狭い視野という問題が生じないようにするために、裁判官の適切な人事配置が重要になる」という。
- 50) たとえば、最高裁第三小法廷平成23年1月18日まねき TV 事件民集65巻1号121頁や、最高裁第一小法廷平成23年1月20日ロクラク 事件判決民集65巻1号399頁は、知財高裁の判決を破棄して大きな衝撃を与えたと言われる。なお、この2判決の調査官として判例解説を書いている調査官は、いずれも元知財高裁判事である。
- 51) Baum は、この区分のほかに、裁判官が扱う特定の分野の範囲や、刑事事件の中での専門分化も挙げている。刑事事件は、民事と異なり、対象事件による専門化というより、被告人の種類に応じた専門化が行われているとされる。Lawrence Baum, “Probing the Effects of Judicial Specialization”, 58Duke L.J. 1667 (2009).
- 52) また、合衆国での既存の特別裁判所は、行政府の行為を審査することを目的としているものが多い。行政府のチェック機能を果たす特別裁判所は、立法府、行政府との複雑な関係の一部を構成することになり、専門性ゆえに集中的に審理を行うという専門裁判所とは異なり、立法府から行政府への権限委譲過程に影響を及ぼすといった独自の観点からの分析もなされる。たとえば、Richard L. Revesz, “Specialized Courts and the Administrative Lawmaking System”, 138U. Pa. L. Rev. 1111 (1990). この観点からは、特別裁判所の設置は、行政府から判断権限を裁判所に委譲する手段ということになる。
- 53) 専門化された裁判所は、連邦憲法3条の司法権の枠内の裁判所としての位置づけを否定され、憲法1条の立法府設置の裁判所と位置づけられることが多い。たとえば、破産裁判所、税務裁判所など。
- 54) Rochelle Cooper Dreyfuss, “The Federal Circuit: A Continuing Experiment in Specialization”, 54Case W. Res. L. Rev. 769 (2004).
- 55) CAFCの創設について、平嶋竜太「アメリカ連邦巡回裁判所（CAFC）創設をめぐる経緯と議論 知的財産訴訟外国法制研究会報告書より」NBL770号37頁（2003年）での説明が分かりやすい。また、小川嘉基「連邦巡回区・連邦控訴裁判所（CAFC）について」判例タイムズ1123号32頁（2003年）も、裁判傍聴やヒアリングに基づいた紹介となっている

る。ここでも裁判官はジェネラリストであるべきというジェネラリストの伝統について言及されている。

- 56) Sarang Vijay Damle, "Specialize the Judge, Not the Court: A Lesson from the German Constitutional Court", 91Va. L. Rev. 1267 (2005).
- 57) Edward K. Cheng, "The Myth of the Generalist Judge", 61Stan. L. Rev. 519 (2008).
- 58) 前掲注51) Baum (2009).
- 59) たとえば, 前掲注49)茶園(2005), 61頁では「我が国では, 裁判所が特定の事件を専門的に取り扱うことになっても, 裁判官が自己の政策的見解を判決に反映させる, あるいは裁判官の任用に特定の利益集団が影響を与えるという問題が生じる可能性は小さい」という。
- 60) Richard Posner, "Will the Federal Courts of Appeals Survive until 1984? An Essay on Delegation and Specialization of the Judicial Function", 56S. Calif. L. Rev. 761 (1983). Posner 判事は, 繰り返し同じ種類の事件の判決ばかりしなければならなくなると, 判事の仕事が退屈になり, 仕事への満足度が下がり, 有能な人材を判事として集められなくなると指摘している。
- 61) Diane P. Wood, "Generalist Judges in a Specialized World", 50SMU L. Rev. 1755 (1997).
- 62) Wood (1997), 前掲注61) 1767.
- 63) Eric Hansford, "Measuring the Effects of Specialization with Circuit Split Resolution", 63Stan. L. Rev. 1145 (2011) は, 判決の破棄率を裁判所のパフォーマンスの質の尺度としたうえで, 専門化の進められている裁判においてのほうが, 破棄率が低い傾向は見られるが, 統計的に有意とまでは言えないという。もっとも, この研究は, この節で主に検討している専門裁判所との比較ではなく, 巡回裁判所における事件類型の集積度が高い裁判所について, 「部分的な専門化 (partially specialized)」として, そうでない裁判所と比較をしている。
- 64) Lawrence Baum, "Judicial Specialization, Litigant Influence, and Substantive Policy: The Court of Customs and Patent Appeals", 11Law and Society Rev. 824 (1977).
- 65) Lawrence Baum, "Specialization and Authority Acceptance: The Supreme Court and Lower Federal Courts", 47Political Research Quarterly 693 (1994).
- 66) Banks Miller & Brett Curry, "Expertise, Experience, and Ideology on Specialized Courts: The Case of the Courts of Appeals for the Federal Circuit" 43Law & Society Rev. 839 (2009).
- 67) Sean M. McGinn & Joseph P. Hrutka 平田忠雄監訳「連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) 判決を覆す連邦最高裁判所の最近の動向 CAFC は無力化したのか」パテント63-744頁(2010年)に, 最近の連邦最高裁判決が紹介されている。
- 68) Peter Lee, "Patent Law and the Two Cultures", The Yale L. J. 2 (2010).
- 69) 前掲注31)迅速化検証報告書49頁。